

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。

記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。

なお、「原状回復のための支出」については前年分までの雑損控除の対象にしたものも含めて記入します。この場合、「区分」とA欄を記入し、「支払年月日」にその年分を記入するのみで差し支えありません。

- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。

また、本年分の雑損控除の対象とする災害関連支出の「区分」を○で囲みます。

- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、前年分の雑損失の金額の計算書の3の①欄の金額をそれぞれ転記します。

- (2) 「原状回復のための支出額」②欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額（前年分までの金額を含みます。）を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

- (3) 「①+（前年分までの原状回復費用－①）」④欄

「前年分までの原状回復費用」は、前年分の雑損失の金額の計算書の③欄の金額をいいます。

- (4) 「⑤から差し引く保険金等で補填される金額」⑥欄

原状回復のための支出に対して保険金等で補填される金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を記入します（⑤の金額が限度となります。）。

なお、受け取るべき保険金等の金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を括弧内に記入します。

- (5) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑧欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

- (6) 「⑧から差し引く保険金等で補填される金額」⑨欄

取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補填される金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を記入します（⑧の金額が限度となります。）。

なお、受け取るべき保険金等の金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を括弧内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄

災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。

- (2) 「所得金額」⑮欄

申告書第一表の⑫欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 + 山林所得金額 _____ 円
+ 申告分離課税の所得金額（特別控除前） _____ 円 = 所得金額 _____ 円

なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。

- (3) 「雑損控除額」⑰欄

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と⑰の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。

- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」⑱欄

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を⑱の金額から差し引いた金額を記入します。